

朝霞浄水場・三園浄水場常用発電等整備事業

事業者公開募集要項

平成13年1月23日

東京都水道局

目 次

募集に当たって

1	事業の内容	1 頁
2	日程	2 頁
3	応募の手続等	4 頁
4	応募者の資格	6 頁
5	応募に当たっての留意点	7 頁
6	提案に関する条件	7 頁
7	事業経費の積算方法	13 頁
8	提案の審査	17 頁
9	提出書類	18 頁
別紙 1	朝霞浄水場平面図	
別紙 2	朝霞浄水場排水処理所平面図	
別紙 3	三園浄水場平面図	
様式 1	資格審査申請書	

募集に当たって

東京都水道局では、朝霞浄水場及び三園浄水場における常用発電設備の設置及び運営、朝霞浄水場における次亜塩素酸ナトリウム製造設備の設置及び運営並びに朝霞浄水場及び三園浄水場における浄水場発生土の有効利用について、これらを一体の事業として、PFI手法により実施します。

この事業は、事故時や震災時にも強い施設の構築、地球環境への配慮並びに安全性及び信頼性の向上を主たる目的として実施するものです。

今般、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、この事業を「特定事業」として選定しましたので、ここにこの事業を実施する事業者を公開募集することとし、募集要項を公表いたします。

多様な経営手法の「選択」の一環としてPFIを導入していくことは、水道事業経営の効率化を図り、水道財政の安定化に資するものと期待できます。

事業者においてその持てる経営能力等を十分に生かし、この事業が効率的かつ効果的に実施されることを期待します。

1 事業の内容

(1) 件名

朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業

(2) 概要

この事業は、民間事業者が、次の三つの事業を行うものです。

ア 電力及び蒸気供給事業

民間事業者は、朝霞浄水場排水処理所及び三園浄水場にコージェネレーションシステムによる常用発電設備を設置し、事業期間中この設備を運営し及び維持管理し、東京都水道局（以下「水道局」という。）に電力及び蒸気を供給し、水道局は、当該電力及び蒸気を民間事業者から購入します。

電力については、平常時のほか、震災時等に電力会社（この事業を実施する民間事業者以外に朝霞浄水場又は三園浄水場において使用する電力を供給する者をいう。以下同じ。）からの電力供給が停止した場合においても供給するものとします。

イ 次亜塩素酸ナトリウム供給事業

民間事業者は、朝霞浄水場に次亜塩素酸ナトリウム製造設備（以下「次亜製造設備」という。）を設置し、事業期間中この設備を運営し及び維持管理し、水道局に次亜塩素酸ナトリウム（以下「次亜」という。）を供給し、水道局は、当該次亜を民間事業者から購入します。

ウ 発生土の有効利用事業

民間事業者は、朝霞浄水場及び三園浄水場における排水処理により排出される発生土（以下「発生土」という。）を、その提案量について水道局から購入し、その有効利用のための事業を行います。

民間事業者は、有効利用のための施設を朝霞浄水場排水処理所又は三園浄水場に設置し、事業期間中、この施設を運営し及び維持管理します。ただし、施設を必要としない場合は、これを設置しなくてもよいものとします。

なお、アからウまでの事業のために設置した施設は、原則として民間事業者が事業期間終了後に自らの責任において撤去し、事業場所を設置前の状況に復帰させることとします。

(3) 事業場所

埼玉県朝霞市宮戸一丁目3番1号	朝霞浄水場内
埼玉県朝霞市大字宮戸字五反田1509	朝霞浄水場排水処理所内
東京都板橋区三園二丁目10番1号	三園浄水場内

詳細な事業場所は、別紙1から別紙3までを御参照ください。

(4) 事業規模

「6 提案に関する条件」を御覧ください。

(5) 事業期間

ア 建設期間	契約締結の日の翌日から運用開始の日の前日まで
イ 運営期間	運用開始の日から20年を経過する日まで

2 日程

(1) 事業者選定の日程

公開募集要項配布	平成13年1月23日(火)～1月25日(木)
応募者事前登録並びに様式集及び資料集配布	1月29日(月)～1月31日(水)
募集要項等への1回目質問受付	2月5日(月)～2月7日(水)
応募者事前登録を申請した者に対する資格審査結果通知	2月20日(火)
現場説明会及び1回目質問回答書配布	2月23日(金)
追加資料(条件規定書及び審査基準等)配布	3月8日(木)
募集要項等への2回目質問受付	3月14日(水)～3月16日(金)
2回目質問回答書配布	3月30日(金)
提案書等受付	5月8日(火)～5月10日(木)
審査結果通知 (優先交渉権者決定)	6月中
事業者選定及び事業契約締結	平成13年度前半

ア この事業の実施に係る契約(以下「事業契約」という。)は、応募者(複数の法人によるもの(以下「グループ」という。)を含む。以下同じ。)が設立したこの事業の遂行を目的とする商法上の株式会社(以下「SPC」という。)との間で締結します。事業契約を締結しようとする応募者は、単独であるかグループであるかを問わず、事業契約の締結に先立ち、SPCを設立する必要があります。

なお、SPCは、その出資者が応募者だけであること等、実質的に応募者との同一性を有すると認められるものである必要があります。

イ 事業契約の内容に関する協議が成立しない場合又は事業契約の締結までに優先交渉権者又はそのグループの構成員のいずれかの者が4(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当しないこととなった場合は、次順位の応募者と協議を行うことがあります。

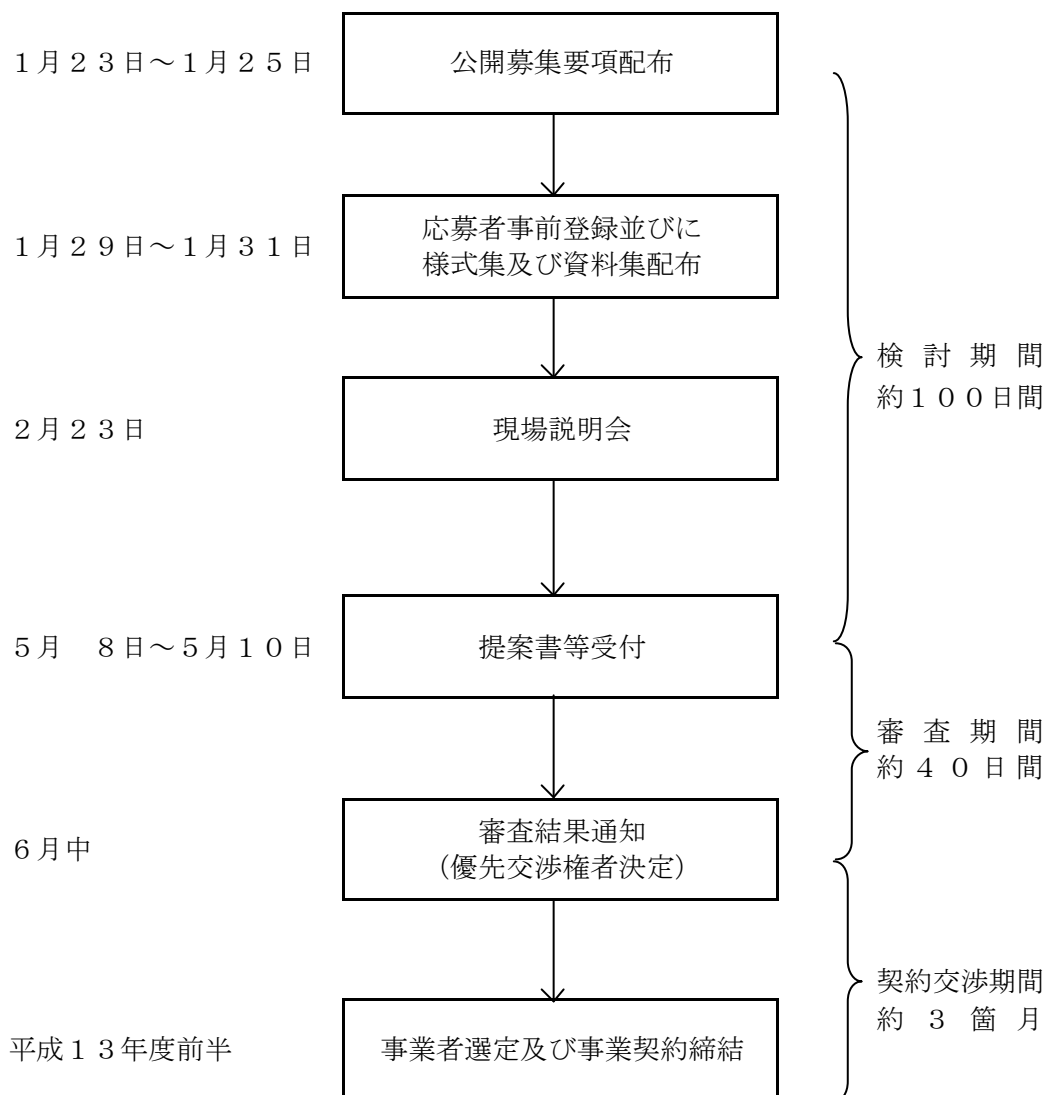
ウ この事業に関する予算措置として、債務負担行為を定めるよう手続を進めます。事業契約は、債務負担行為に関する議案が東京都議会の議決を経た後に締結することになります。

エ 必要に応じて、質問受付及び回答を別途行います。

オ 提案書受付後、提案内容に関する質疑等を行う場合があります。

カ 応募状況によっては、日程を変更する場合があります。

(参考) 事業者選定の流れ



(2) 事業の日程 (予定)

事業者による環境影響評価実施	平成13年度後半から平成14年度まで
着工	平成14年度末
運用開始	平成16年度末まで

事業者（この事業を実施する民間事業者として選定され、事業契約を締結した者をいう。以下同じ。）は、朝霞浄水場排水処理所に常用発電設備を設置することに伴い、埼玉県環境影響評価条例（平成6年埼玉県条例第61号）に基づく環境影響評価の対象事業として、その責任において環境影響評価を行うこととなります。その実施状況又は結果によっては、上記日程を変更し、又は事業契約を解除する場合があります。

3 応募の手続等

(1) 応募者事前登録

応募しようとする者は、次の応募者事前登録が必要となります。

グループで応募しようとする場合は、その代表者がこの登録を行っていることが必要となりますが、代表者とならない者については、必ずしもこの登録は必要ありません。なお、この登録を行った者が応募しないことは可能です。

この登録を申請した者（以下「登録申請者」という。）に対し、提案書の提出前に、応募者又はグループの代表者となるための資格の審査（以下「事前資格審査」という。）を行い、審査の結果を文書で通知します。

ア 日時

平成13年1月29日(月)から1月31日(水)まで

午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

イ 場所

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎13階 13A会議室

ウ 提出書類

資格審査書類一式（9(1)に掲げる書類。ただし、グループ構成員表を除く。）

なお、登録申請者に対して、別冊「様式集」及び「資料集」を配布します。

(2) 質問及び回答

この要項（別冊様式集及び資料集を含む。）、条件規定書、審査基準等に関する質問及び回答は、次により行います。

ア 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめ、必ず質問書（様式7）を、電子メール、郵送又は持参により提出してください。郵送又は持参による場合は、質問書の内容を記録したフロッピーディスクも併せて提出してください。これ以外の方法（電話、口頭等）は御遠慮ください。

なお、質問は、次の方からのみ受け付けます。

(ア) 1回目質問受付

登録申請者

(イ) 2回目質問受付

事前資格審査に合格した者（以下「事前登録者」という。）

イ 受付期間

(ア) 1回目質問受付

平成13年2月5日（月）から2月7日（水）まで（必着）

(イ) 2回目質問受付

平成13年3月14日（水）から3月16日（金）まで（必着）

質問の受付は、いずれも午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までとします。

受付場所において電子メールを受信できなくなった場合には、水道局から対応方法を連絡します。

ウ 受付場所

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎13階 13A会議室

東京都水道局総務部主計課経営調査係

メールアドレス pfi@waterworks.metro.tokyo.jp

エ 回答

回答は、事前登録者に対してのみ、次の日時及び場所において、回答書を配布して行います。電話や口頭での回答など個別対応は行いません。

(ア) 1回目質問に対する回答

3(3)の現場説明会の当日に会場において回答書を配布します。

(イ) 2回目質問に対する回答

a 日時

平成13年3月30日(金)

午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

b 場所

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎13階 13A会議室

(3) 現場説明会

現場説明会は次のとおり行います。当日は配布済みのこの要項(別冊様式集及び資料集を含む。)を持参してください。

現場説明会への出席者は、事前登録者に限ります。また、応募状況によっては、1法人当たりの参加者を制限することがあります。

ア 日時

平成13年2月23日(金) 午前10時

イ 集合場所

埼玉県朝霞市宮戸一丁目3番1号 朝霞浄水場内

朝霞浄水管理事務所本館2階会議室

説明会当日は、上記場所において事業の概要等について説明した後、朝霞浄水場内、朝霞浄水場排水処理所内及び三園浄水場内の各事業場所において説明を行います。

また、(2)エ(ア)の1回目質問に対する回答書を同時に配布します。

(4) 条件規定書及び審査基準等の配布

事業契約に規定すべき主な条件等を示した条件規定書、優先交渉権者決定に当たっての審査基準その他の追加資料を次のとおり事前登録者に対して配布します。

ア 配布日時

平成13年3月8日(木)

午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

イ 配布場所

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎13階 13A会議室

(5) 提案書等の提出

応募する者(グループで応募する場合は、その代表者)は、次により提案書その他の必要書類を提出してください。

ア 日時

平成13年5月8日(火)から5月10日(木)まで

午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

イ 場所

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎13階 13A会議室

ウ 提出書類

「9 提出書類」のとおり

(6) 審査の結果通知

審査の結果は、応募者に文書で通知します。グループで応募した場合は、その代表者に通知します。

(7) 応募の概況等の公表

応募の概況、審査結果の概要、選定事業者及びこれに係る提案内容の概要等については、適宜公表します。

(8) その他

水道局が配布する様式集、資料集、質問回答書、条件規定書、審査基準その他の追加資料は、募集、審査、契約等の手続、条件等に関し、この要項と一体のものとして扱います。

4 応募者の資格

応募者は、法人又はグループで、次の(1)から(6)までのすべてに該当するものであることが必要です。

なお、3(1)の事前資格審査は、次の(1)から(4)までのすべてに該当するかどうかを審査します。

- (1) 東京都との間でこの事業に関するアドバイザー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が応募者又はグループの構成員として参加していないこと。
- (2) 応募者又はグループの構成員のいずれかが、現に東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 応募者又はグループの構成員のいずれかが、経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）にないこと。
- (4) 応募者又はグループの構成員のいずれかが、最近1年間において事業税を滞納していないこと。
- (5) 応募者（グループで応募する場合は、その代表者）が、事前登録者であること。
- (6) 応募者又はグループの構成員のいずれかが、別の応募者又はグループの構成員として重複参加していないこと。

5 応募に当たっての留意点

- (1) 費用の負担
応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出書類の変更の禁止
応募に当たって提出した書類の内容の変更は認めません。
- (3) 虚偽の記載をした場合
応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。
- (4) 使用言語及び単位
この事業に関して使用する言語は日本語とし、この事業に関して使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとします。
- (5) 著作権
応募者から応募に当たって提出された書類中の著作物の著作権は、東京都に帰属しません。ただし、水道局は、提出された書類中の著作物を無償で、公表し、及び複製、公衆送信その他の方法により使用することができるものとします。
- (6) 提出書類の取扱い
提出された書類は、9(6)エの場合を除き、返却しません。
- (7) 資料の取扱い
水道局が提供する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、水道局の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

6 提案に関する条件

提案の内容は、次の条件を満たすことが必要となります。

- (1) 電力及び蒸気の供給
 - ア 朝霞浄水場常用発電設備
 - (ア) 設備仕様
 - a 平常時（非常時以外の時をいう。）

電力供給量	事業者の提案による。
最大必要熱量	26,000MJ/h（飽和蒸気） （供給圧力約0.5MPa（ゲージ圧力））
 - b 非常時（電力会社からの電力供給停止時及び変電所における受電ができない時をいう。以下同じ。）

電力供給能力	外気温度34℃で最低16,000kW。ただし、蒸気の供給は条件としない。
--------	--------------------------------------
 - c 配電方式 交流3相3線（供給電圧6.3kV）

- d 周波数 50 Hz
- (イ) 蒸気の用途 スラッジ（河川水に含まれる土などの固形分をいう。以下同じ。）を含む排水処理水の加温
- (ウ) 系統連系
朝霞浄水場内にある変電所の6.3 kV 高压配電線と系統連系すること。なお、既設高压遮断器の短絡容量は、40 kA である。
- イ 三園浄水場常用発電設備
- (ア) 設備仕様
- a 平常時 電力供給量 事業者の提案による。
最大必要熱量 12,000 MJ/h（飽和蒸気）
（供給圧力約0.5 MPa（ゲージ圧力））
- b 非常時 電力供給能力 外気温度34℃で最低3,200 kW。ただし、蒸気の供給は条件としない。
- c 配電方式 交流3相3線（供給電圧3.15 kV）
- d 周波数 50 Hz
- (イ) 蒸気の用途 スラッジを含む排水処理水の加温
- (ウ) 系統連系
三園浄水場内にある変電所の3.15 kV 高压配電線と系統連系すること。なお、既設高压遮断器の短絡容量は、40 kA である。
- ウ 共通事項
- (ア) 非常時における「電力供給能力」は、事業者の常用発電設備によって発電した電力から、次亜製造のための電力及び事業者が必要とする電力を除いたものとする。
- (イ) 電力の供給
事業者は、運営期間において、水道局の設備の点検、故障その他やむを得ない事由がある場合を除き、常時電力を供給することができる。
- (ウ) 蒸気の供給
事業者は、運営期間において、水道局の設備の点検、故障その他やむを得ない事由がある場合を除き、次の期間及び時間帯に、水道局が必要とする蒸気を供給すること。
- a 期間 通年。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。
- b 時間帯 午前8時から午後3時までとする。ただし、供給時間の延長にも対応可能とすること。
- (エ) 系統連系等
- a 発電した電力は、電力会社の系統へ逆流させないこと。
- b 電力会社からの電力供給停止時に発電設備の保護が取れない場合は、電力の供給をいったん停止し、その後、浄水場内の電力負荷に対して順次供給を開始することも可能である。
- (オ) 常用燃料
常用燃料（(カ)の非常用燃料以外の燃料をいう。以下同じ。）の種類は、事業者の提案による。ただし、常用燃料として都市ガスを使用する場合は、事業者の負担により都市ガス配管の引込みを行うこと。また、常用燃料として都市ガス以外の燃料を使用する場合は、燃料貯蔵施設等を事業者の負担により事業場内に設置すること。なお、燃料供給契約は、事業者の責任において燃料供給者と締結すること。
- (カ) 非常用燃料
事業者は、非常時において電力を24時間以上連続して供給することができる

量の非常用燃料（震災等により電力会社からの電力供給が停止し、通常の方法で燃料の供給が得られない場合に使用する燃料をいう。以下同じ。）を、事業場内に常時保有すること。

(キ) 常用発電設備の始動

震災時等に電力の供給が停止した場合における常用発電設備の再始動に必要な電源、圧縮空気等は、事業者が確保し、速やかに電力の供給を再開すること。

なお、平常時における常用発電設備始動用電源は、水道局から供給することも可能である。

(ク) 現行契約電力の変更

東京都は、事業者の提案に基づき、電力会社との現行の契約電力を変更する。

(ケ) 自家発補給電力契約

東京都は、事業者の提案に基づき、電力会社と自家発補給電力契約を締結する。この契約に基づき、自家発補給電力を受けた場合の電力会社に支払う電力量料金及び基本料金増額分は、事業者の負担とする。

なお、この自家発補給電力契約は、東京電力株式会社が特別高圧自家発補給電力Bの電気需給約款として定める契約に相当する内容のものとする。

(コ) 連系契約

常用発電設備は、電力会社の特別高圧電線路に電氣的に接続するため、電気需給約款に基づき東京都が連系契約を締結する。

(カ) 力率

朝霞浄水場及び三園浄水場の場内の負荷力率は、現状で99%であるが、負荷力率100%で運転することができるような発電機の力率及び無効電力の供給量とすること。

エ 環境規制値

(ア) 窒素酸化物濃度

平常時の運転においては、排出物1m³当たり40cm³（O₂=0%）以下とする。なお、発電設備の出力を抑制する必要があるが、水道局側で電力需要の調整は行わない。

(イ) 騒音及び振動

建設期間中及び運営期間中における騒音値及び振動値については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第216号）、埼玉県公害防止条例（昭和53年埼玉県条例第48号）その他の適用される法令等を遵守すること。

(2) 次亜の供給に関する条件

ア 供給能力 2,300kg-C1₂/日（有効塩素換算）以上

イ 有効塩素濃度 1%以上

ウ 供給期間

(ア) 期間 通年

(イ) 時間帯 事業者の提案による。ただし、水道局の設備の点検、故障その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

エ 品質規格 水道施設の技術基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）に定める基準に適合すること。

オ 次亜製造設備は、高圧ガス保安法（平成8年法律第14号）の適用を受けない設備とすること。

- カ 事業者は、次亜を水道局が設置する次亜貯蔵槽へ供給すること。
- キ 製造に要する電力については、平常時は水道局が提供し、その費用を事業者が負担すること。
- ク 製造に要する浄水は、水道局が有償で提供する。
- ケ 事業者は、次亜製造設備から発生する水素ガスを安全に処置し、点検時の廃液を適切に処分すること。また、次亜、廃液等が漏えいした場合の拡散防止等の対策を講じること。
- コ 次亜の消費量が事業者の提案に基づく供給能力を上回る場合は、水道局が対応する。
- サ 事業者による市販の次亜の供給は認めない。

(3) 発生土の有効利用

ア 有効利用量

事業者は、朝霞浄水場の年間発生量（22,000w-t（水分を含んだ重量））及び三園浄水場の年間発生量（7,000w-t）のうち、自らが提案した量の発生土を水道局から買い取り、その有効利用を行うこと。ただし、提案する量は、年間3,000w-t以上とする。

なお、事業者の有効利用量が提案に基づく量を上回った場合は、上回った分について翌年度以降の有効利用量の実績に充てることができる。

イ 有効利用方法

発生土の有効利用方法は、事業者の提案による。

ウ 電力及び蒸気の供給

発生土の有効利用のために電力又は蒸気を事業者が必要とする場合は、事業者が確保すること。

エ 発生土の引渡方法

発生土は、原則として水道局が事業者に車上渡しする。

オ 発生土の埋立処分費用

事業者の引取量が、提案に基づく量を下回った場合は、水道局が産業廃棄物として埋立処分する。この場合において、事業者は、埋立処分量（前年度以前において有効利用量が提案に基づく量を上回った分のうち、実績に充てた量を除く。）に応じて費用を負担するものとする。

カ 経理の区分

事業者は、発生土の購入並びに発生土有効利用施設の設置及び運営に係るすべての費用を、発生土の有効利用による収益により賄うものとし、電力及び蒸気供給事業及び次亜塩素酸ナトリウム供給事業とは明確に区分して経理すること。

(4) 事業の運営体制等

ア 運転管理体制

情報連絡、応急処置及び運転停止時に確実に運転再開が可能となる運転管理の体制を確立すること。また、必要な資格者を配置すること。

イ 保全管理体制及び緊急連絡網

供給設備に事故及び故障が発生した場合の、技術者の参集、部品調達等の保全管理体制及び緊急連絡網を確立すること。

(5) 耐震性

耐震設計に当たっては、「水道施設耐震工法指針・解説」（日本水道協会 1997年度版）に準拠し、次のように行うこと。

ア 土木構造物

設備を設置する土木構造物の設計に当たっては、施設の重要度を「ランク A」、地震動レベルを「レベル 2」として設計を行うこと。

イ 建築物

設備を設置する建築物の設計に当たっては、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（建設大臣官房官庁営繕部監修、平成 8 年度版）に準拠し、重要度係数（I）を 1.5 とすること。なお、構造計算は、「ルート 3」の方法によっても行うこと。

ウ 設備

事業場所に設置する設備の設計用水平震度は、地表面において 0.6 G 以上、設計用鉛直震度は、設計用水平震度の 2 分の 1 以上とすること。

(6) 建築物

ア 運転管理室等

設備の運転管理のための管理室等は、事業者の責任において事業場所内に設置すること。

イ 朝霞浄水場内（排水処理所を除く。）の事業場所に建屋又は設備を設置する場合は、高さを 8 m 以下とすること。

ウ 事業者が設置する運転管理室等の建築設備に用いる電源は、事業者が確保すること。

(7) 原料水等及び排水

ア 原料水等

水道局は、事業者が電力、蒸気及び次亜の供給等に必要とする浄水（以下「原料水等」という。）を、有償で提供する。

原料水等の代価は、東京都給水条例（昭和 33 年東京都条例第 41 号）第 23 条、第 23 条の 2 第 1 項及び第 23 条の 3 第 1 項の規定に準じて算出した額とする。

なお、朝霞浄水場排水処理所における水道局の現状の給水能力は、1 時間当たり 50 m³である。

イ 排水

事業者が設置する設備等からの排水は、公共下水道に係る水質基準等に適合するように処理すること。ただし、朝霞浄水場排水処理所内は、公共下水道がないため、原則として事業者の責任において排水すること。

(8) 分界点及び計量

ア 供給電力

水道局と事業者との間の電力供給の分界点は、事業者が事業場所内に設置する供給盤とし、水道局は、当該供給盤に電力ケーブルを接続する。

なお、事業者は電力量計を設置し、供給電力の計量を行う。

イ 次亜製造設備に使用する電力

水道局と事業者との間の電力提供の分界点は、事業者が事業場所内に設置する受電盤とし、水道局は、当該受電盤に電力ケーブルを接続する。

なお、事業者は電力量計を設置し、使用電力の計量を行う。

ウ 供給蒸気

水道局と事業者との間の蒸気供給の分界点は、事業者が事業場所の境界点に設置する管理用区分バルブとし、水道局は、当該管理用区分バルブのフランジに蒸気配管を接続する。

なお、事業者は流量計を設置し、供給蒸気の計量を行う。

エ 供給次皿

水道局と事業者との間の次皿供給の分界点は、事業者が事業場所の境界点に設置する管理用区分バルブとし、水道局は、当該管理用区分バルブのフランジに次皿供給配管を接続する。

なお、事業者は流量計及び濃度計を設置し、供給次皿の計量及び計測を行う。

オ 発生土

発生土の計量は、トラックスケールにおいて水道局が行う。

カ 原料水等

水道局と事業者との間の原料水等の提供の分界点は、水道局が事業場所の境界点に設置する管理用区分バルブとし、事業者は、水道局が設置する管理用区分バルブのフランジに給水管を接続すること。

なお、水道局は量水器を設置し、提供する原料水等の計量を行う。

キ 排水

水道局と事業者との間の排水の分界点は、事業者が事業場所の境界点に設置する排水管フランジとし、水道局は、当該排水管のフランジに排水管を接続する。

ク 制御信号等

水道局と事業者との間の水道局及び事業者が必要とする制御信号等の分界点は、事業者が事業場所内に設置する制御信号中継端子盤とし、水道局は、当該端子盤に制御ケーブル等を接続する。

(9) 事業場所

ア 朝霞浄水場及び朝霞浄水場排水処理所

事業場所は、水道局の経費により更地とし、無償で事業者に貸し付ける。

イ 三園浄水場

事業場所は、現況のまま無償で事業者に貸し付ける。

なお、施設の建設に当たっては、地上に残存する物を事業者の責任において撤去すること。

(10) 関係法令等の遵守

事業者は、この事業を実施するに当たって、電気事業法（昭和39年法律第170号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、水道法（昭和32年法律第177号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、埼玉県環境影響評価条例（平成6年埼玉県条例第61号）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第216号）、東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）、朝霞市下水道条例（昭和56年朝霞市条例第25号）その他の関係する法令等を遵守すること。

なお、建設期間中及び運営期間中は、水道法第21条第1項及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第45号）第16条の規定に基づき、健康診断を実施するとともに、これに係る検査等の成績通知書その他の記録を提出すること。

(11) その他

ア 官公署その他の関係機関に対する手続等

設備の設置及び運転並びに業務の開始に当たって必要となる官公署その他の関係機関への許可申請手続等は、事業者の責任において行うこと。

- イ 試運転期間中の電力、蒸気及び次亜の引き取り
試運転により生じた電力、蒸気及び次亜は、原則として水道局が無償で引き取る。
- ウ 供給の範囲
事業者の設備により製造した電力、蒸気及び次亜は、朝霞浄水場及び三園浄水場以外への供給を行わないものとする。また、電力は、朝霞浄水場と三園浄水場との間で相互送電を行わないものとする。
なお、事業場所は、この事業の目的以外に使用しないこと。
- エ 燃料単価
常用発電設備の原材料となる燃料の単価は、事業者の提案による。
- オ 環境影響評価に係る追加費用
環境影響評価の結果により追加的に必要となった費用は、原則として事業者が負担すること。
- カ 保険
事業者の設備に関し、普通火災保険契約及び施設賠償責任保険契約を締結すること。

7 事業経費の積算方法

事業経費の積算は、次の方法により行ってください。

なお、補助金については、費用計算に含めないものとします。また、消費税は、収入及び支出のすべてにおいて算入しないものとします。

(1) 事業者からの購入料金の算出（電力、蒸気及び次亜）

ア 二部料金制（基本料金及び従量料金）

この事業では、水道局が事業者に支払う電力、蒸気及び次亜の料金は、基本料金及び従量料金から成るものとする。

したがって、水道局が事業者に支払う基本料金及び従量料金は、次に掲げる10種類となる。

(ア) 朝霞浄水場における電力及び蒸気供給事業に係るもの

- a 電力基本料金
- b 電力従量料金
- c 蒸気基本料金
- d 蒸気従量料金

(イ) 三園浄水場における電力及び蒸気供給事業に係るもの

- a 電力基本料金
- b 電力従量料金
- c 蒸気基本料金
- d 蒸気従量料金

(ウ) 朝霞浄水場における次亜塩素酸ナトリウム供給事業に係るもの

- a 次亜基本料金
- b 次亜従量料金

イ 基本料金

基本料金は、各事業年度のエスカレーション率反映後の固定費用に相当する金額とする。

「基本料金計算書」（様式5-5）に従い、次により算出すること。

(7) 固定費用の算出

事業者のエスカレーション率反映前の固定費用を「固定費用算出書」（様式5-8）に基づいて算出すること。固定費用は、資本費、運転維持費及び共通経費から成るものとする。

なお、原材料費（常用燃料費、薬品代等）は変動費用とする。

a 資本費

資本費は、減価償却費、資産保有に係る税金（固定資産税等）及びその他資本費（環境影響評価費用等）から成るものとする。

減価償却費及び資産保有に係る税金については、朝霞浄水場における電力及び蒸気供給事業、三園浄水場における電力及び蒸気供給事業及び朝霞浄水場における次亜塩素酸ナトリウム供給事業の各事業（以下単に「事業」という。）ごとに対象資産を特定し、資産ごとに算出根拠を示して算出すること。なお、算出根拠については、できる限り詳細に記述すること。

その他、応募者が資本費として計上することを妥当と考える費用があれば、その費用名及び算出根拠を示して算出すること。ただし、資本費として計上可能な費用は、この事業において必要な資産の調達又は保有に関して必要となる費用であり、支払金利を除く。

なお、「固定費用算出書」（様式5-8）の資産区分は、「基本料金計算内訳書」（様式5-6）及び「事業収支計画算出書」（様式5-4）と同じとなるよう留意すること。

b 運転維持費

運転維持費は、定期点検費、労務費、修繕費、委託作業費、保険料その他の運転維持費用から成るものと考えられるが、提案における費用区分（費用名）は、応募者が適切と考えるものを事業ごとに特定し、費用別に算出根拠を示して算出すること。

なお、「固定費用算出書」（様式5-8）の費用区分は、「基本料金計算内訳書」（様式5-6）と同じとなるよう留意すること。

c 共通経費

共通経費とは、資本費又は運転維持費に相当する費用で、二つの事業（以下「対象2事業」という。）又は三つの事業（以下「対象3事業」という。）に共通して発生する経費をいい、支払金利及びその他共通経費から成るものとする。

支払金利については、借入金別に算出根拠を示して算出すること。事業別に借入金を算出する必要はない。

その他共通経費については、算出根拠を示して算出すること。特に、算出根拠には共通する対象事業について明確に記載すること。また、共通経費に計上したものは、資本費又は運転維持費に重ねて計上しないこと。

なお、「固定費用算出書」（様式5-8）の借入金区分は、「事業収支計画算出書」（様式5-4）と同じとなるよう留意すること。

(イ) エスカレーション補正

運転維持費のうち定期点検費、労務費、修繕費及び委託作業費に相当する費用については、エスカレーション補正すること。提案における各項目のエスカレーション率は1.0%とすること。

なお、応募者がエスカレーション補正が必要と考えるその他の費用についても同様とする。

(ロ) 共通経費の対象事業への配分

a 共通経費のうち支払金利については、次のとおり、対象3事業それぞれの初期投資額の合計額の比率により対象3事業に年度ごとに配分すること。

$$\text{事業別支払金利} = \text{支払金利合計額} \times \left(\frac{\text{当該事業の初期投資額}}{\text{対象3事業の初期投資合計額}} \right)$$

- b その他共通経費については、次のとおり、対象2事業又は対象3事業の事業期間中の運転維持費合計額の比率により年度ごとに配分すること。

$$\begin{aligned} & \text{事業別その他共通経費（対象3事業の場合）} \\ & = \text{対象3事業のその他共通経費額} \times \left(\frac{\text{当該事業の運転維持費合計額}}{\text{対象3事業の運転維持費合計額}} \right) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{事業別その他共通経費（対象2事業の場合）} \\ & = \text{対象2事業のその他共通経費額} \times \left(\frac{\text{当該事業の運転維持費合計額}}{\text{対象2事業の運転維持費合計額}} \right) \end{aligned}$$

- c 共通する対象2事業又は対象3事業の区分は「固定費用算出書」（様式5-8）に明記すること。

- (エ) 基本料金合計額

エスカレーション補正後の各事業ごとの固定費用の額を、当該事業の基本料金合計額とする。

- (オ) 基本料金の電力及び蒸気への配分

朝霞浄水場電力及び蒸気供給事業と三園浄水場電力及び蒸気供給事業については、各浄水場ごとに、各年度の基本料金合計額を、事業期間全体の電力及び蒸気の従量料金見込合計額の比率により次のとおり配分し、これを各年度の電力、蒸気のそれぞれの基本料金とすること。

$$\begin{aligned} \text{a 電力基本料金} & = \text{基本料金合計額} \times \left(\frac{\text{電力従量料金見込合計額}}{\text{電力及び蒸気従量料金見込合計額}} \right) \\ \text{b 蒸気基本料金} & = \text{基本料金合計額} \times \left(\frac{\text{蒸気従量料金見込合計額}}{\text{電力及び蒸気従量料金見込合計額}} \right) \end{aligned}$$

- ウ 従量料金（電力、蒸気及び次亜）

「従量料金計算書」（様式5-7）に従い、次の方法により算出すること。

- (ア) 電力供給量及び蒸気供給量

応募者が提案する「電力及び蒸気供給計画」（様式4-3）で示される電力供給量及び蒸気供給量とすること。

- (イ) 次亜供給量

応募者が提案する「次亜塩素酸ナトリウム供給計画」（様式4-4）で示される次亜供給量（塩素換算量）とすること。

- (ウ) 従量料金単価

応募者が電力従量料金単価、蒸気従量料金単価及び次亜従量料金単価を設定すること。なお、従量料金単価は、小数点第2位までとする。

- (エ) 従量料金の合計

電力、蒸気及び次亜それぞれについて、電力供給量、蒸気供給量及び次亜供給量に、それぞれの従量料金単価を乗じた金額を各事業年度の電力従量料金、蒸気従量料金及び次亜従量料金とすること。

- エ 料金の変更等

提案に当たっては、水道料金、常用燃料料金、下水道料金、原塩代金等の改定を経費積算上考慮しないものとし、同一の従量料金単価を、全事業期間にわたって適用すること。

(2) 事業経費の算出

事業経費とは、この事業に関する水道局の20年間の実支出（支出から収入を控除したもの）の合計額となる。

事業経費の算出は「事業経費積算内訳書」（様式5-2）に従い、次の方法により算出すること。

ア 水道局の収入

(ア) 原料水等の代価

この項目には、事業者が電力、蒸気及び次亜の供給に当たって、水道局から購入する原料水等の代価を計上すること。

(イ) 発生土の売却収入

有効利用する目的で事業者に売却した発生土の収入をいう。「発生土有効利用計画」（様式4-6）に記載された各年度の発生土有効利用量（ $w-t$ ）に105円/ $w-t$ を乗じた額を記載すること。

なお、発生土の購入単価の改定は積算上考慮しないものとし、同一の単価を事業期間中適用すること。

イ 水道局の支出

(ア) 事業者からの電力、蒸気及び次亜購入代金

この項目には、事業者が供給する電力、蒸気及び次亜を購入する対価として水道局が支払う金額（基本料金と従量料金との合計額）を計上すること。

(イ) 電力会社へ支払う料金

a 特別高圧電力料金

この項目には、水道局が電力会社から電力を購入する対価として水道局が支払う金額を計上すること。「電力会社からの電力購入算出書」（様式5-10）において算出した金額を転記すること。

この料金の額は、応募者の提案する発電パターンに対応して決定される電力会社からの購入量に電力購入単価を乗じて算出すること。

また、この料金の算定に当たっては、現在の東京電力株式会社の料金体系を事業期間すべてにわたって用いること。

b 自家発補給電力契約の基本料金

この項目には、事業期間中にわたって水道局が負担する、自家発補給電力契約の基本料金（補給を受けない場合）を計上すること。基本料金の額は次のとおり算出する。

自家発補給電力基本料金（月額）

$$= \text{自家発補給電力} \times \text{特高基本料金} \times 1.1 \times 0.2 \times \text{力率割引}$$

$$= \text{提案値 (kW)} \times 1,500 \text{ (円/kW)} \times 1.1 \times 0.2 \times 0.86$$

また、この料金の算定に当たっては、現在の自家発補給電力B契約の料金体系を事業期間すべてにわたって用いること。

定期点検等で補給を受けた場合の電力量料金及び基本料金増額分は、事業者の経費として算入すること。

c 連系契約のアンシラリーサービス料金

この項目には、事業期間中にわたって水道局が負担する、連系契約に基づくアンシラリーサービス料金を計上すること。アンシラリーサービス料金の額は次のとおり算出する。

アンシラリーサービス料金（月額）

$$= (\text{発電設備容量} - \text{自家発補給契約電力}) \times 50 \text{ (円/kW)}$$

(ウ) 市販の次亜の購入代金

次亜の消費量が応募者の提案に基づく供給能力を上回る場合に、水道局が市販の次亜を購入する経費をいい、提案に当たっては、次のとおり算出すること。

1月当たりの市販次亜購入代金（円）

$$= (\text{月別日平均塩素使用量 (kg-C1}_2) - \text{1日当たりの提案供給量 (kg-C1}_2)) \times 130 (\text{円/kg-C1}_2) \times \text{日数}$$

(エ) 発生土の埋立処分費用

事業者売却した残りの発生土を、水道局が産業廃棄物として処理する費用をいう。「発生土有効利用計画」（様式4-6）に記載された各年度の発生土量（w-t）から各年度の発生土有効利用量（w-t）を差し引いた量に、5,000円/w-tを乗じた金額を記載すること。

なお、産業廃棄物処理費用の改定は積算上考慮しないものとし、同一の単価を事業期間中適用すること。

ウ 現在価値への割引及び各年度の現在価値の合計

イの水道局の支出の合計額からアの水道局の収入の合計額を差し引いた額に、割引率を4%として算出した複利現価係数を乗じて、各年度の水道局の支払う費用の現在価値を算出し、各年度の現在価値を合計した金額を、事業経費の合計額とすること。

(3) 事業経費積算書の作成

「事業経費積算書」（様式5-1）に記入する金額は、(2)ウで算出した事業経費の合計額の1千万円未満を切り捨てた額とすること。

8 提案の審査

応募者から提出された提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、主として学識経験者等の外部委員により構成される提案審査委員会において行います。

この事業の募集において応募者がいない場合又は審査の結果によりすべての提案が水道局の財政負担の縮減を達成できないと判断した場合は、優先交渉権者の決定を行わず、特定事業の選定を取り消すことがあります。

(1) 審査の基本的考え方

応募者から提出された提案のうち、この要項で提示した条件を満たしているものについて、各審査項目に照らして採点を行い、優秀な提案を行った応募者を一定数以上選出します。

さらに、選出された応募者の事業計画提案について、事業運営の安定性を検討した上で、7(3)で算出した水道局の事業経費が最小となる提案をした者を優先交渉権者として決定します。

なお、採点基準、配点割合等の審査基準の概要は、追って公表します。

(2) 主な審査事項

ア 資格審査

この資格審査は、この事業独自のものであり、競争入札参加資格の有無にかかわらず、次の事項について応募者全員に対して行います。

(ア) この要項に定める応募者の資格を満たしているか

(イ) 応募に必要な書類をすべて提出しているか

イ 技術提案審査

- (ア) 常用発電設備（コージェネレーションシステム）
 - a 必要とする電力及び蒸気を供給できる能力を備えているか
 - b 提案に係る機器が、所定の事業場所に収まるか
 - c 環境負荷の低減に寄与するシステムになっているか
 - d 騒音及び振動の対策には万全を期しているか
 - e 電力会社からの電力供給が停止した場合も確実に電力を供給できるか
 - f 耐震性を考慮した設置計画となっているか
 - g 主要機器の実績は十分あるか
- (イ) 次亜製造設備
 - a 必要とする次亜塩素酸ナトリウムを供給できる能力を備えているか
 - b 提案に係る機器が、所定の事業場所に収まるか
 - c 耐震性を考慮した設置計画となっているか
 - d 主要機器の実績は十分あるか
- (ウ) 発生土有効利用
 - a 提案された有効利用方法に具体性及び現実性があるか
 - b 資源リサイクルにどれだけ寄与する有効利用量となっているか
- (エ) 運転管理計画
 - a 運転管理に必要な資格者が適切に配備されているか
 - b 震災時等にも迅速かつ確実に運転が可能な体制となっているか

ウ 事業計画提案審査

- (ア) 事業収支計画
 - a 技術提案書で記載した内容と事業収支計画表とが整合しているか
 - b 事業経費の積算根拠に現実性があるか
 - c 事業経費積算書と事業収支の前提条件とが整合しているか
- (イ) 事業の実績
 - この事業の遂行に適切な実績を持っているか

9 提出書類

応募に当たって提出する書類は、資格審査書類、提案書提出届、技術提案書、事業計画提案書A及び事業計画提案書Bです。それらの内容は、次のとおりです。

(1) 資格審査書類 一式

すでに応募者事前登録の際に提出したものは、再度提出の必要はない。ただし、グループで応募する場合は、そのグループ構成員表のほか、登録を行っていない構成員について、アからコまでに掲げる書類が必要となる。

- ア 資格審査申請書 (様式1)
- イ 定款 (最新のもの)
- ウ 会社概要 (最新のもの)
- エ 印鑑証明書 (この要項の配布日以後に交付されたもの)
- オ 使用印鑑届 (実印に代わる印鑑を契約等に使用する場合。様式は随意)
- カ 法人税納税証明書 (地方税に係るものを含む。この要項の配布日以後に交付されたもの)
- キ 法人登記簿謄本 (この要項の配布日以後に交付されたもの)

- ク 貸借対照表 (直近実績3年分)
- ケ 損益計算書 (直近実績3年分)
- コ 利益の処分又は損失の処理に関する議案 (直近実績3年分)
- サ グループ構成員表 (グループで応募する場合に限る。様式2)

(2) 提案書提出届 (様式3) 1部

(3) 技術提案書 20部

この事業においては、事故時や震災時にも強い施設の構築、地球環境への配慮並びに安全性及び信頼性の向上を主たる目的に掲げているため、応募者は、この点を十分に考慮した計画を行い、技術提案書を作成すること。

ア 設備計画

- (ア) 計画概要 (様式随意)
- (イ) システムフロー図 (様式随意)
- (ウ) 単線結線図 (様式随意)
- (エ) 主要機器仕様表 (様式4-1)
- (オ) 耐震設計の考え方 (様式随意)
- (カ) 震災時等における始動方法 (様式随意)

イ 建設計画

- (ア) 供給設備等配置平面・立面図 (様式随意)
- (イ) 非常用燃料施設配置平面・立面図 (様式随意)
- (ウ) 工事工程表 (様式4-2)
- (エ) 耐震設計の考え方 (様式随意)

ウ 運転管理計画

- (ア) 電力及び蒸気供給計画 (様式4-3)
- (イ) 次亜塩素酸ナトリウム供給計画 (様式4-4)
- (ウ) 運転管理体制 (様式随意)
- (エ) 必要資格リスト (様式随意)
- (オ) 部品調達等の保管理体制 (様式随意)
- (カ) 定期点検スケジュール・内容 (様式随意)
- (キ) 緊急連絡体制 (様式随意)
- (ク) 契約電力 (様式4-5)

エ 発生土有効利用計画

- (ア) 発生土有効利用方法 (様式随意)
- (イ) 発生土有効利用計画 (様式4-6)

オ 環境対策その他

- (ア) 省エネルギー性 (様式4-7)
- (イ) 環境保全性 (様式4-8)
- (ウ) 騒音及び振動対策 (様式随意)

(4) 事業計画提案書A 20部 (正本1部、副本19部)

提出する事業計画提案書は、応募者が最適と考える1案とし、事業計画提案書の作成方法については、「7 事業経費の積算方法」及び別冊「様式集」に従うこと。

- ア 事業経費積算書 (様式5-1)
- イ 事業経費積算内訳書 (様式5-2)
- ウ 事業収支計画書 (様式5-3)
- エ 事業収支計画算出書 (様式5-4)

オ	基本料金計算書	(様式5-5)
カ	基本料金計算内訳書	(様式5-6)
キ	従量料金計算書	(様式5-7)
ク	固定費用算出書	(様式5-8)
ケ	原材料費等算出書	(様式5-9)
コ	電力会社からの電力購入算出書	(様式5-10)
サ	市販次亜購入代金算出書	(様式5-11)
シ	発生土売却収入及び発生土埋立処分費用算出書	(様式5-12)

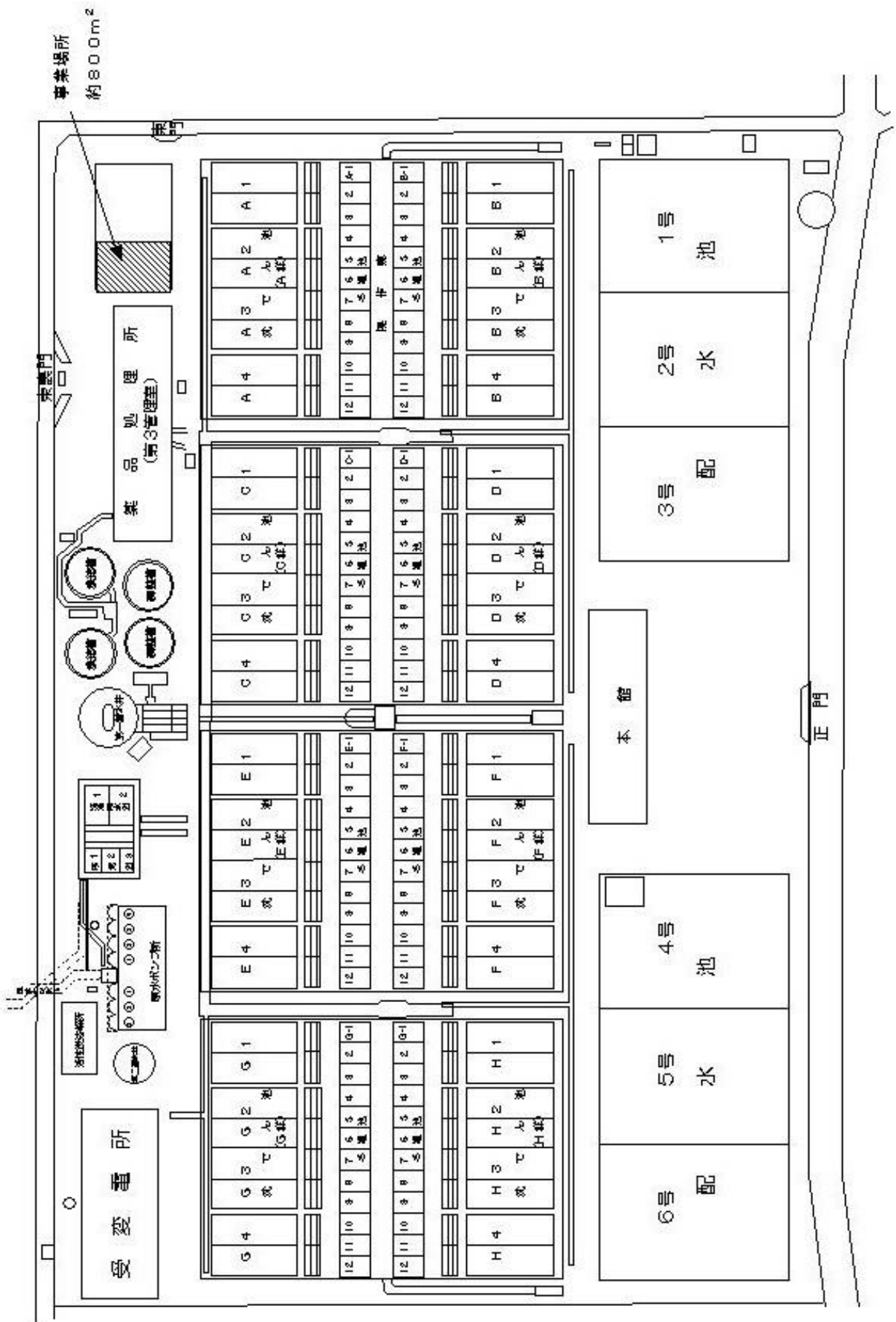
(5) 事業計画提案書B 20部

ア	事業計画概要	
	(ア) 応募に当たっての基本的考え方	(様式随意)
	(イ) トータルコスト縮減に関する考え方	(様式随意)
	(ウ) 資金調達に関する考え方	(様式随意)
	(エ) 事業の安定性確保に関する考え方	(様式随意)
イ	事業経費積算内訳書(指数化したもの)	(様式6-1)
ウ	事業収支計画書(指数化したもの)	(様式6-2)
エ	基本料金計算書(指数化したもの)	(様式6-3)
オ	基本料金計算内訳書(指数化したもの)	(様式6-4)
カ	事業実績表	(様式6-5)
キ	関心表明書	(様式6-6)

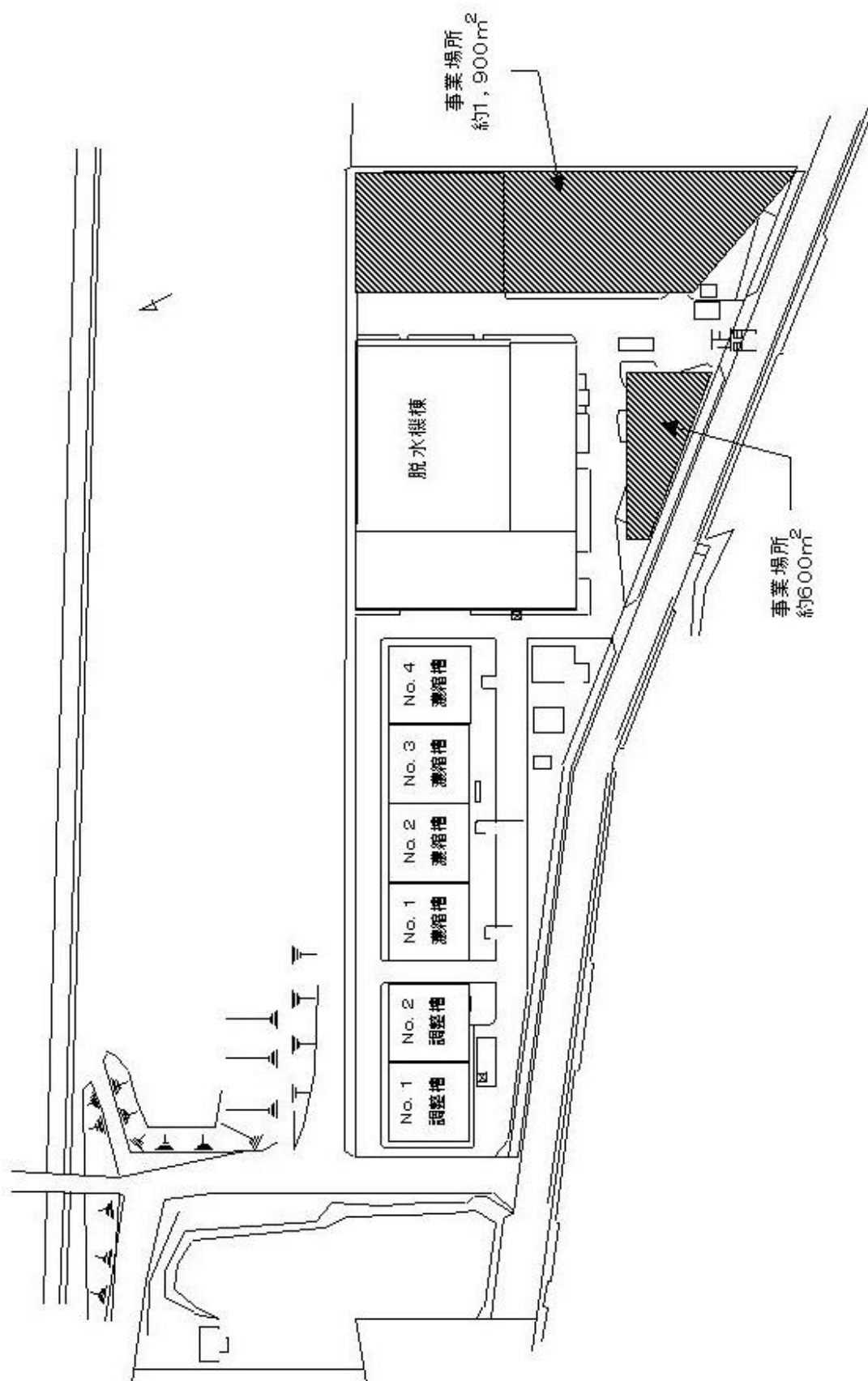
(6) 提出に当たっての留意点

- ア 提出書類のうち、技術提案書、事業計画提案書A及び事業計画提案書B(以下これらを「提案書」という。)は、A4判(図面等を折り込んで添付する場合は、A3判も可)とし、左とじで、応募者名を記入した表紙、目次及びページ番号を付すること。
- イ 提案書のうち様式を指定したものについては、その内容を(3)、(4)又は(5)に掲げるものごとに区分して保存したフロッピーディスクを、それぞれにつき1枚ずつ作成し、提出すること。
- ウ 事業計画提案書A及びそのフロッピーディスクを入れた封筒は、封印して提出すること。
- また、事業計画提案書Aの正本1部については、袋とじにした上、契印を押すこと。
- エ 優秀な提案を行った応募者を一定数以上選出するに当たり、水道局の求める水準に達していないと判断された応募者に対しては、事業計画提案書A及びそのフロッピーディスクを入れた封筒を、封印したまま返却する。
- オ 提案書においては、添付した表紙を除き、原則として応募者が特定できるような名称、ロゴマーク等の使用はしないこと。

別紙1 朝霞浄水場平面图



別紙2 朝霞浄水場排水処理所平面図



別紙3 三園浄水場平面図



(様式1)

平成13年 月 日

資格審査申請書

東京都水道局長

赤川 正和 様

住 所

法 人 名

代表者氏名

印

「朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業」事業者公開募集要項に基づき、資格審査に関する必要書類を添えて申請します。

(担当者連絡先)

所 属 職 名

氏 名

電 話 番 号

ファクシミリ番号

電子メールアドレス

問い合わせ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都水道局総務部主計課経営調査係

TEL 03-5320-6414

FAX 03-5388-1675